



Go To Eat キャンペーン食事券発行事業

始良市商工会「Go To Eat キャンペーン食事券」 取扱店募集要項

1. 発行の目的

新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛や営業自粛により、売上が減少し経営に苦慮している市内飲食業の事業継続・経営安定を支援することに加え、低迷している市内消費に刺激を与え市内経済の活力回復及び産業の振興に資することを目的に、プレミアム付き食事券を発行します。

2. 事業概要

始良市商工会 「Go To Eat キャンペーン食事券」

| | |
|---------|--|
| 食事券発行者 | 始良市商工会 |
| 発行総額 | 7千5百万円 |
| 発行数 | 1万5千冊 |
| 額面 | 食事券1枚あたり500円 |
| 販売単位 | 1冊5,000円分を4,000円で販売 |
| 枚数 | 500円×10枚(飲食店専用10枚) |
| プレミアム率 | 25% |
| 販売期間 | 令和2年11月16日(月)～令和3年1月29日(金) ※ただし、販売枚数に達し次第、販売を終了します。 |
| 使用期間 | 令和2年11月16日(月)～令和3年2月14日(日) |
| 購入対象者 | 始良市に在住、または始良市所在の事業所に勤務する方 |
| 食事券販売場所 | 始良市商工会 始良本所、加治木支所、蒲生支所(3か所) |
| 販売方法 | 往復はがきでの購入申込み |
| 購入限度 | おひとり5セット(2万円分)まで |

3. 食事券の使用対象にならないものは、次に掲げるものとする。

- (1) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い
- (3) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (4) 食事券の交換又は売買
- (5) その他この食事券の発行趣旨にそぐわないもの

4. 取扱店の参加資格

- (1) 始良市内に飲食店舗、飲食事業所等を有する事業者で、以下のア～エをすべて満たす始良市内の飲食店舗に限り食事券を使用できるものとします。

ア 日本標準産業分類の「76 飲食店」に分類される飲食店のうち、食品衛生法第52条第1項の許可を得ている飲食店であり、かつ、その場で飲食させる事業所とし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風俗営業法」という。)第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」を営む飲食店を除く。

イ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(改正)に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」(令和2年5月14日、一般社団法人日本フードサービス協会及び一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会)に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に取り組む飲食店。

ウ 食事券を発行する商工会管轄内に店舗を有しており、食事券取扱店として登録申請された飲食店。

エ 本事業用の新型コロナウイルス感染症対策飲食店頭ツールを、食事券の有効期間中、店舗での掲出を行う飲食店。

5. 取扱いにおける厳守事項

- (1) 食事券は取扱店において使用期間内に限り使用可能とします。
- (2) 購入後の返品はできません。
- (3) 食事券を現金化することはできません。
- (4) **食事券額面に使用額が満たない場合でも、釣り銭は出ません。**
- (5) 使用期間を過ぎた食事券は受け取らないでください（換金できません）。
- (6) 食事券を取扱店自らの事業上取引（商品の仕入れ等）に使用してはいけません。
- (7) 使用済み食事券の盗難・紛失、滅失又は偽造、模造、換金期間切れ等による損失に対して、発行者（始良市商工会）は責を負いません。
- (8) **取扱店において、本券を使用対象外とする商品を独自に定める場合は、あらかじめ使用者が認識できるよう明示する義務を負います。**
- (9) 個人情報の取り扱いについては、十分留意すること。

6. 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、ポスターを使用者がわかりやすい場所に掲示してください。
- (2) 使用者が持ち込んだ食事券は、必ず目視による真贋チェック（食事券見本を参照）を行ってください。色合いが明らかに違うなど偽造が疑われる食事券については、受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに始良市商工会まで報告してください。（偽造防止策 彩文等あり）。また、汚損・破損等が激しい食事券についても、受け取りを拒否してください。換金できないことや、換金後に損害金を請求されることもあります。
- (3) 食事券受領後は、裏面所定欄に、取扱店を押印、または、店名を記載することとし、既に取扱店名のある食事券については、受け取りを拒否してください。
- (4) 始良市商工会が、取扱店舗及び関係機関への調査・照会が必要と認めたときは、これに同意し、協力すること。

7. 申込手続きについて

(1) 申込方法

本募集要項に同意の上、**別添の①「始良市商工会 Go To Eat キャンペーン食事券 取扱店登録申込書」と②「参加飲食店同意書」に必要事項を記入し、始良市商工会 始良本所へ持参または郵送してください。**申込書類は、始良市商工会のホームページでもダウンロードできます。

（始良市商工会ホームページ <http://www.aira-shoko.or.jp/>）

なお、送付先及び問合せ先については「9.事務局の所在地」をご確認ください。

(2) 申込期限

令和2年10月30日（金）午後4時必着

- ※ **令和2年10月30日（金）までに申し込みをされた店舗のうち、取扱店として承認された店舗については、食事券販売時に市民へ配布予定の「取扱店一覧（リーフレット）」に掲載予定です。**
11月2日以降の受付分は、始良市商工会ホームページで情報を随時更新し、周知します。

(3) 申込後の審査・承認

申込のあった事業者は、始良市商工会の審査を経て、承認を得られた場合は取扱店として登録されます。**登録店舗へは、後日結果通知とあわせて、取扱店ポスター等が送付されます。**

(4) その他

- ① 始良市内に複数店舗が存在する場合でも、店舗ごとに申込みしてください。
- ② 複数の店舗が含まれる大型商業施設等での一括申し込みはできません。テナントごとに申込みしてください。
- ③ 配布物として、ポスター、食事券見本、取扱店舗マニュアル等を取扱店舗証明書とあわせて郵送します。

8. 換金について

取扱店においては、登録、換金にかかる費用負担はありません。食事券、請求書を始良市商工会本所、各支所（換金場所住所については「9.事務局の所在地」をご確認ください。）にお持ち頂き後日、登録口座に振り込み致します。

※請求期限 令和3年2月22日(月) 午後4時 厳守

9. 事務局の所在地

(1) 始良市商工会 始良本所

〒899-5432 始良市宮島町 13 番地 9

TEL 0995-65-2211 Fax 0995-65-9864 (平日 9:00~17:00)

(2) 始良市商工会 加治木支所

〒899-5212 始良市加治木町諏訪町 185-1

TEL 0995-63-2295 Fax 0995-62-5644 (平日 9:00~17:00)

(3) 始良市商工会 蒲生支所

〒899-5302 始良市蒲生町上久徳 2699-1

TEL 0995-52-0039 Fax 0995-52-0547 (平日 9:00~17:00)

10. 取扱店の取消等

本募集要項に違反する行為が認められた場合や、登録内容に虚偽が認められた場合、換金拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は、損害賠償を請求する場合があります。

11. その他留意事項

- (1) 本募集要項に記載のない事項については、上記9「事務局の所在地」記載の電話番号へお問い合わせください。
- (2) 取扱店情報（店舗名称、所在地等）は、「食事券の使えるお店（一覧表）」として始良市商工会のホームページ等で広報予定です。

【 郵送先】

始良市商工会「Go To Eat キャンペーン食事券取扱店登録申込書」

10月30日までの受付分は食事券購入者に配布する取扱店一覧リーフレットに掲載します。

○始良市商工会 始良本所

〒899-5432 始良市宮島町 13 番地 9

始良市商工会 始良本所 宛て

●始良市商工会「Go To Eat キャンペーン食事券」に関する Q&A●

《プレミアム率 25%》 発行総額 7 千 5 百万円

1 冊 500 円×10 枚=5,000 円（飲食店用 10 枚）

【食事券使用期間 令和 2 年 11 月 16 日～令和 3 年 2 月 1 4 日】

Q1 取扱店登録できる事業者を教えてください。

A 市内に店舗、事業所等を有する**飲食事業者**で、「取扱店募集要項」の参加資格を満たす事業者です。

Q2 対象事業所の基準は何ですか。

A ア 日本標準産業分類の「76 飲食店」に分類される飲食店のうち、食品衛生法第 52 条第 1 項の許可を得ている飲食店であり、かつ、その場で飲食させる事業所とし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風俗営業法」という。）第 2 条第 4 項に規定される「接待飲食等営業」を営む飲食店を除く。

イ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改正）に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」（令和 2 年 5 月 14 日、一般社団法人 日本フードサービス協会及び一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会）に基づき、**新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に取り組む飲食店。**

ウ 食事券を発行する商工会管轄内に店舗を有しており、食事券取扱店として登録申請された飲食店。

エ 本事業用の新型コロナウイルス感染症対策飲食店頭ツールを、食事券の有効期間中、店舗での掲出を行う飲食店。

Q3 パン屋や菓子店は飲食サービス業に含まれますか。

A 菓子・パン小売業に分類されるため、飲食サービス業には含まれません。

Q4 菓子店にカフェを併設している場合、飲食サービス業となりますか。

A 菓子店とカフェの会計が別で店名もそれぞれ違う場合は、菓子店は小売業、カフェは飲食店となります。会計も店名も同じ場合は、主たる業がどちらかで判断することになります。

Q5 大型店舗等に入っているテナントはそれぞれ登録が必要ですか。

A それぞれ登録が必要になります。

Q6 取扱店登録申込書を郵送したら、どのくらいで承認されますか。

A 申込書を商工会が受付けた日で承認しますが、申込書に不備があるときは、承認が遅くなります。